



表3 日本の人口規模別自治体人口

	1990年		2015年	
	数(千人)	%	数(千人)	%
市				
～3万人	1,561	1.3	2,124	1.7
～10万人	21,731	17.6	25,274	19.9
～30万人	23,825	19.3	30,790	24.2
～100万人	23,232	18.8	28,446	22.4
100万人～	25,296	20.5	29,503	23.2
市総数	95,644	77.4	116,137	91.4
町村				
～5000人	1,960	1.6	725	0.6
～1万人	6,528	5.3	1,772	1.4
～3万人	15,593	12.6	6,020	4.7
3万人～	3,887	3.1	2,441	1.9
町村総数	27,968	22.6	10,958	8.6
市町村総数	123,611	100.0	127,095	100.0

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2020, p.157)のデータを基に、筆者作成。

表17 フランスの人口規模別コミューン数・人口(1999年)

	コミューン		人口	
	数	%	数	%
～1,000人	27,794	76.0	9,395,701	15.7
～5,000人	6,922	18.9	14,298,005	23.9
～10,000人	975	2.7	6,729,792	11.2
～30,000人	633	1.7	10,647,377	17.8
～100,000人	205	0.6	9,844,714	16.4
～300,000人	31	0.1	4,885,416	8.1
300,000人～	5	0.01	4,152,430	6.9
合計	36,565	100.0	59,951,435	100.0

(出所) Pinson(2010, p.70)

表4 日本の人口規模別自治体数

	1990年		2015年	
	数	%	数	%
市				
～3万人	63	1.9	91	5.3
～10万人	384	11.8	439	25.6
～30万人	144	4.4	189	11.0
～100万人	54	1.7	60	3.5
100万人～	10	0.3	11	0.6
市総数	655	20.2	790	46.0
町村				
～5000人	629	19.4	267	15.5
～1万人	897	27.6	242	14.1
～3万人	961	29.6	354	20.6
3万人～	103	3.2	65	3.8
町村総数	2,590	79.8	928	54.0
市町村総数	3,245	100.0	1,718	100.0

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2020, p.157)のデータを基に、筆者作成。

表18 1コミューン当たりの平均人口・面積の比較

	フランス	日本
全人口(a(人))	66,990,000	126,230,000
全面積(b(km <sup>2</sup> ))	551,500	377,972
自治体数(c)	36,565	1,718
平均人口(a/c)	1,832.1	73,475.0
平均面積(b/c)	15.1	220.0
人口密度(a/b)	121.3	334.0

(出所) 総務省・外務省ホームページのデータを基に、筆者作成。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

表6 合併の有無と水平的自治体間連携促進の有無

	促進された		促進されず		合計
	数	%	数	%	
非合併	32.2	67.8	100.0	100.0	146
合併	44.2	55.8	100.0	146	146
合計	19	25	44	44	44
	34.7	65.3	100.0	100.0	190
	66	124	190	190	190

(注) 上段は行の中での場合、下段は市町村数。  
(出所) アンケート結果を基に、筆者作成。

表7 合併の有無と地方創生による変化

	変化あり		変化なし・他		合計
	数	%	数	%	
非合併	27.6	72.4	100.0	100.0	146
合併	43.2	56.8	100.0	146	146
合計	19	25	44	44	44
	31.1	68.9	100.0	100.0	190
	59	131	190	190	190

(注) 上段は行の中での場合、下段は市町村数。  
(出所) アンケート結果を基に、筆者作成。

表12 合併の有無と周辺との連携の有無

	独自で		その他		合計
	数	%	数	%	
非合併	39.7	60.3	100.0	100.0	146
合併	58	88	146	146	146
合計	45.5	54.5	100.0	100.0	146
	20	24	44	44	44
	41.1	58.9	100.0	100.0	190
	78	112	190	190	190

(注) 上段は行の中での場合、下段は市町村数。  
(出所) アンケート結果を基に、筆者作成。

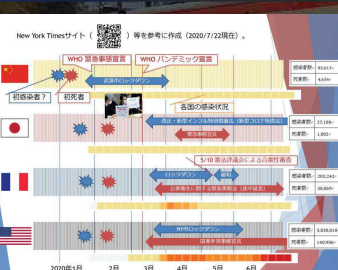
5/16

(出典) フランス大統領府ホームページ



- ・ 司法や議会の本来的機能、分権の危機対応、萎縮する政府
- ・ 初動が極めて重要な感染症対策には、「緊急事態の法理」
- ・ そもそも政府への期待値が低く、コロナ危機の中で「強い国家」に不信感を募らせた国民は、政府の強権的なコロナ対応に協力的ではなかった。その結果、政府がまた国民や関係当事者の声を聞くことなく規制を強化せざるを得なくなったという悪循環に陥った(下図「実質的規制レベル」)

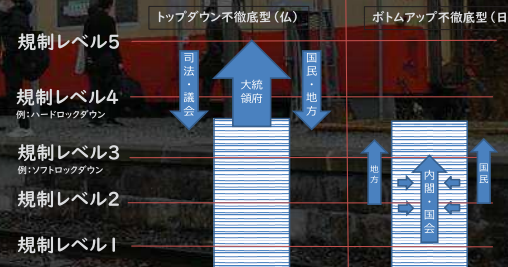
(出典) 報告者作成



(出典) New York Times ホームページ等を基に報告者作成(2020年7月)

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

7/16



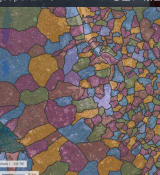
# 1. 地方創生と政府間関係(2/2)

- ・ 1. 地方創生の「非合併自治体」へ影響
  - 地方創生は、非合併自治体にはあまり響かず、それへの広域連携促進効果も乏しかったが、非合併自治体は企業版ふるさと納税に対して割と貪欲であるなど、近隣自治体とよりもむしろ域内外の産業界との連携・調整を志向しがちであることが明らかになった。
- ・ 2. 地方創生の「合併自治体」への影響(省略)
  - 合併自治体は、合併によって自治体職員の専門能力が向上したとは言い切れず、また意思決定が役所内で完結しがちであることから住民参加の度合い(民主性)が低い可能性すらある。合併したがゆえに(他との連携・調整なしに)独自で、同道県外、さらには国に対して積極的な行動を起こすことはできる。
- ・ 3. 基礎自治体の合併・連携の日仏比較
  - 小規模コミューンが圧倒的に多いフランスでは、大・小規模コミューンの利害が一致するという条件の下で、自治体間連携(大都市圏形成)が進む可能性はある。とはいえ、コミューン合併が政治問題に発展する事例もあり、そこに、国による様々なインセンティブ付与策がワークしている印象がある。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

6/16

(出典) geoportail ホームページを基に報告者作成



(出典) フランス連帯・保健省ホームページ

(出典) フランス連帯・保健省ホームページ

SYNTHESE DES 2 INDICATEURS

- ・ CIRCULATION ACTIVE DU VIRUS
- ・ TENSION HOSPITALIERE SUR LES CAPACITES DE REANIMATION

PLAN DE DÉCONFINEMENT

Organisation de la vie quotidienne

VIE SOCIALE ET ACTIVITES	Déplacements à l'échelle départementale		Aide à domicile
	FAIBLE	ÉLEVÉE	
Cinéma et théâtre	🔴	🟡	🟢
Médias/bibliothèques et petits musées	🔴	🟡	🟢
Grands musées	🔴	🟡	🟢
Ferries	🔴	🟡	🟢
Parc et jardins	🟢	🟡	🟢
Plages et lacs	🔴	🟡	🟢

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

(出典) Sud Ouest ホームページ



- ・ 日本の新型インフルエンザ等対策特別措置法(感染を防止するための協力要請等)第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、(中略)新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- ・ 国の総合調整の下「現場・地方に最大限の権限を集中」との趣旨。

8/16



## 2. コロナ危機とマルチレベル・ガバナンス

- 1. 国際行政と国際政治の交錯(省略)
  - 欧州では危機と一緒に立ち向かう姿勢が見られた(例:EU多年度予算枠組みの組み換え、首脳会議による資金付与見直し条件)。ただし、その背景には中国(マスク外交)の脅威もあったとみられる。
- 2. 政府と国民との相互作用(省略)
  - フランスでは、当初「行政ニーズ」を絞るような呼びかけはなかった(日本政府は「賢過ぎる」)。不徹底なコロナ対策にも、そこへの至り方に違いがある(「信頼」の要素)。「緊急事態の法理」、行政と司法や議会の本来の役割をどう考えるか。政府が萎縮すると、皆のためにならない場合もある。
- 3. 3層構造地方制度での権限配分
  - デパルتمانで状況把握をし、国から権限を委譲されたレジオンを核に緊急事態に対処することの効率性。レジオン間で重症患者輸送が行われたり、その直下のデパルتمان間でワクチンが融通されたりという「スケールメリット」(※)があった。「分権」は初動より規制緩和の中で、ではどうか。
- (※) 経営規模が大きくなればその分、生産性や経済効率性が上がる。下層の凸凹を均す、交渉力獲得(例:地方鉄道)・視野拡大、順序変更による改善→「機能」と「領域」が最適な形で噛み合う地方行政を。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

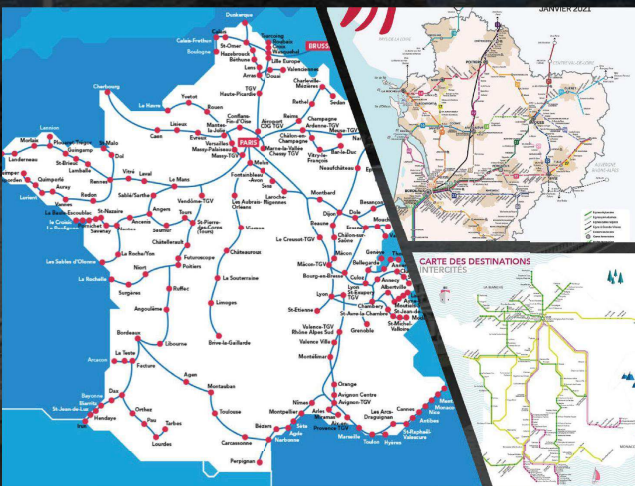
9/16

## 3. 地方公共交通と負担問題(1/2)

- 1. 欧州の地方鉄道にも新自由主義的改革の波が
  - 競争原理、成果主義、権限移譲。弊害も顕在化している中で、フランスでは、乗客の評判も悪くなく、ヌーベル・アキテーヌの地域圏鉄道担当者が「競争入札導入に準備万端だ」と自信を示している。
- 2. フランスの対応
  - ①州政府への運営権限の移管(鉄道事業者との交渉により条件を詰めて、鉄道サービス提供の協定を締結)、②国と州政府による資金投入(公的資金が、EUの地域政策や、自動車に依存し過ぎない社会作りのための環境政策としても支出)、③EUの鉄道自由化政策への応答(フランス国鉄の組織をいったん上下分離したもの、その後、組織再編成。独立規制機関の判断も)が、それぞれの弊害をカバーし合う(「リエゾン」)。
- 3. 日本・北海道への示唆
  - ①公的資金は、たとえ国の財源であるとしても、広域自治体(道庁)から鉄道事業者に支出する、②広域自治体とその住民が、総合的な(環境・地域政策の視点も入れた)交通計画を立てる、③関係者に緊張感が醸成される仕組みを作る(例:上下分離→競争入札)。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

11/16

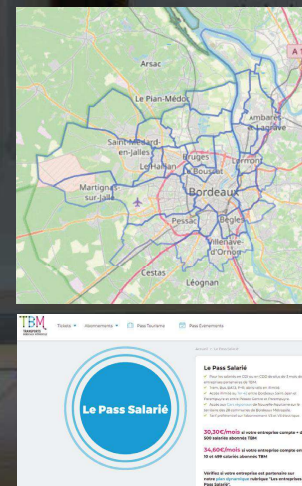


- 地方鉄道にも新自由主義的改革(競争原理、成果主義、権限移譲)
- ①州政府への運営権限の移管
- ②国と州政府による資金投入
- ③EUの鉄道自由化政策への応答
- フランス国鉄ローカル線担当者「全国的にローカル線が苦戦する中で、NA州では、2016年からの3年間で定時運行率が88%から94%に上がり、過去5年間で失っていた利用者1日当たり1万人を回復し、利用者の満足度は93%にも上がった」

(出典) フランス国鉄ホームページを基に報告者作成

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

10/16



(出典) ボルドー・メトロ公共交通ホームページ



(出典) 報告者撮影

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

12/16



### 3. 地方公共交通と負担問題(2/2)

#### 1. 「ヴェルスマン・モビリティ」(VM)

➢ 1970年代にパリで創設された、公共交通の維持を目的とした「税制」(負担金)。1人以上を雇う雇用主に課される。現在、パリに加えフランスの12大都市圏に導入。「税率」は自治体が決める。ポルドー大都市圏は2%で、2021年のVM歳入は2億ユーロで、歳入の柱。cf. 国土の7割を越す地方部の公共交通の直接的責任はレジオンに。

#### 2. 日本では滋賀県が全国初の「交通税」導入を検討

➢ 例えば、赤字続きの私鉄近江鉄道について、「上下分離方式」により県が線路や駅などの鉄道施設を保有するなどして、公共交通を維持・管理することを想定。

#### 3. 地方公共交通を支えるための交通税導入には難しさも

➢ VMでは同都市圏に公共交通サービスの受益者と負担者がいて、それらはかなり重複。地方公共交通を支えるための交通税では、受益者と負担者のズレは避けられず、税収の多い都市から地方への「財政移転」に納得が得られるかという問題が付きまとう。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

13/16

### 引用文献(1/2)

- ① 「「地方創生」は北海道に何をもらしたか：道内自治体調査の結果とその分析を通して」(小磯修二先生、関口麻奈美氏との共著)、査読無、論説、2017年3月31日、『年報 公共政策学(第11号)』、pp.119-137.
- ② 「政策現場と内閣主導：「地方創生」を通して見るそれらの関係」、査読無(依頼有)、論文、2018年3月26日、『季刊 行政管理研究(第161号)』、pp.4-18.
- ③ 「「地方創生」は地方に何をもらしたか：愛媛県・香川県内自治体調査の基礎集計と予備的考察」(小磯修二先生、関口麻奈美氏との共著)、査読無、論説、2018年3月31日、『年報 公共政策学(第12号)』、pp.49-72.
- ④ 「自治体担当者は地方創生をどう受け止めたか(第2章)」、査読無、論考、2018年7月19日、小磯修二・村上裕一・山崎幹根編著『地方創生を超えて：これからの地域政策』、岩波書店、pp.35-64.
- ⑤ 「国土政策と地方創生との関係について(第3章)」、査読無、論考、2018年7月19日、小磯修二・村上裕一・山崎幹根編著『地方創生を超えて：これからの地域政策』、岩波書店、pp.65-96.
- ⑥ 「地方創生アンケートから評価する市町村の合併と連携」、査読有、研究論文、2020年7月31日、『日本評価研究(第20巻・第2号)』、pp.105-119.

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

15/16

### 新しい地方行政についての私論

#### ・ 1. 広域行政の観点から「道州制」を活用できる場面はないか

➢ 総務省『自治体戦略2040』では日本の2層制の柔軟化が謳われているが、これをレジオンのレベルで考えることはできないか。日本では、東日本大震災の際に、東北地方整備局の「くしの歯作戦」が奏功した。現状の国の出先機関の機能を、地方自治に近づけるイメージ。cf. 機関委任事務

#### ・ 2. 「圏域ガバナンス」=自治体間連携に向けたしかるべき動機付け

➢ まず日本の基礎自治体の特性(規模)を踏まえる必要がある。その上で、合併や連携に踏み切るかどうかには費用対便益に関する各自自治体の「勘定」があることから、そこへの相応の動機付けが必要。様々なレベルで様々な連携のパリエーションが出てくることを想定した仕組み作りが有効では。

#### ・ 3. タテ・ヨコの政府間関係における費用負担問題への対処

➢ フランスのレジオンによる地方鉄道運営、メトロポリによる都市交通経営、合併・連携に至らない小規模コミュニティの言い分などを踏まえると、費用負担問題が都市部対地方部の対立に繋がるとさらに解決は困難に。自立できるところは自立させた上で、そうした対立を先鋭化させない国の関与を。

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

14/16

### 引用文献(2/2)

- ⑦ 「広域自治体のローカル線運営：フランス版エゾンのメリット」、査読無、寄稿、2021年5月6日、『開発こうほう(2021年5月号/通巻693号)』、pp.30-34.
- ⑧ 「フランスの地方都市で見たコロナ危機対応」、査読無、寄稿、2021年10月7日、『第83回 全国都市問題会議：命とくらしを守り育む都市政策～コロナ禍を契機として』、pp.121-125.
- ⑨ 「北海道自治研究会：フランスの地方自治の体感」、記事、2021年10月25日、公益社団法人北海道地方自治研究所『北海道自治研究(2021年10月/第633号)』、pp.14-25.
- ⑩ 「「強い国家」ゆえの脆弱性?: コロナ危機とフランス政治行政」(吉田徹先生と共著)、査読有、論文、2022年3月30日、日仏政治学会編『日仏政治研究(第16号)』、pp.1-13.
- ⑪ 「北海道のローカル線運営：比較政治学と交通計画学の融合」(高松淳也先生、小林大祐先生、岸邦宏先生と共著)、査読無、論文、2022年3月31日、『年報 公共政策学(第16号)』、pp.161-185.
- ⑫ 「地方交通の維持：問われる「全体の利益」(教授陣のマンスリー講座)」、新聞記事、2022年8月27日、北海道新聞朝刊22面。

(以上)

Copyright © Yuichi Murakami All rights Reserved.

16/16